

岩手県選挙管理委員会告示第50号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、次の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

平成21年8月14日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

放送設備	一般放送事業者名	候補者の数に応じた回数	
		1人又は2人	3人又は4人
テレビジョン放送	株式会社岩手朝日テレビ	1回	1回
	株式会社岩手めんこいテレビ	—	1回
ラジオ放送	株式会社アイビーシー岩手放送	1回	1回